

第127期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項……………	1 頁
会計監査人の状況……………	1 頁
業務の適正を確保するための体制……………	2 頁
会社の支配に関する基本方針……………	3 頁

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書……………	4 頁
連結注記表……………	5 頁
（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)…	14頁

計算書類

株主資本等変動計算書……………	15頁
個別注記表……………	16頁

本内容は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.ntn.co.jp/japan/investors/meeting.html>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

NTN 株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|--------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額 | 169百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 178百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人監査の対象となる国内子会社につきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

4. 重要な在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に係るコンフォートレター作成業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査委員会が会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

- (1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書規程等の社内規程に従い、法令上保存を義務づけられている文書、決裁書及び重要な会議録・資料については、適切に保存・管理できる体制を整える。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する基本方針及びリスク管理規程を制定し、NTNグループの経営に大きな影響を与えるリスクの特定、分析、評価、対応を定期的に確認するために、リスク管理委員会を設置する。
NTNグループの経営に大きな影響を与えるリスクについては、リスク毎に管理責任者と推進部署を決定し、推進部署がリスク低減に取り組む。不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程により対策本部を設置し、社内及び社外の専門家の意見も取り入れ、迅速な対応を行い、損害拡大を防止しこれを最小限に止める。
- (3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、執行役を任命し、執行役毎に業務の担当を決定し、責任の明確化を図ると共に、執行役の業務執行のモニタリングを行い、監督する。
 - ・各執行役は職務分掌及び与えられた権限に基づいて各部門の責任と権限の明確化を行い、業務が効率的に執行される仕組みを整備すると共に、自己の職務の執行状況について、取締役会等の重要会議にて報告する。
 - ・経営監査部は、代表執行役社長又は、監査委員会からの指示に基づき、各部門の業務内容と業務運営の実態を調査し、必要な場合は業務改善の要請を行い、代表執行役社長、監査委員会及び関係部門に対して報告を行う。
- (4) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各種の基本方針及び業務行動規程を定め、全ての役員及び使用人は事業活動においてはこれを遵守して行動する。コンプライアンス（企業倫理）に関する基本規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び使用人への徹底を図る。また、公正な取引を推進するために競争法遵守に関する基本規程を別途制定するとともに、代表執行役社長を委員長とする公正取引監察委員会を設置し、遵守状況の監督・指導を行う。相談窓口として社内並びに社外のヘルプラインの周知を図り、その適正な運用を行う。また、経営監査部は、コンプライアンス（企業倫理）の状況を定期的に監査する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
子会社からの週報及び月報等により、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を確保する。また、関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、取締役会議事録等で子会社の職務執行に関する事項を当社に報告させ、一定の事項については、当社に承認申請を行わせることにより、子会社における当社への報告に関する体制を整える。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、子会社に対し、当社のリスク管理に関する基本方針を遵守させる。また、リスク毎に定められた推進部署が当該リスクに関し子会社への指導を行う。不測の事態が発生した場合には、当社のリスク管理規程により対策本部を設置し、損害拡大を防止しこれを最小限に止める。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎のグループ全体の重点目標及び予算配分を定める。また、当該重点目標及び予算配分に基づく具体的な職務の執行については、当社は、関係会社管理規程に基づき、当社のグループにおける指揮命令系統を定めるとともに、決裁権限規則により権限及び意思決定に関する基準を定め、当該基準に基づき当社の決裁を得る体制を整える。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、当社の基本方針及び業務行動規程を遵守させ、子会社の全ての役員及び使用人に対し、これらを周知徹底させる。また、コンプライアンス（企業倫理）に関する基本規程に基づき子会社の管理者を設置し、当該管理者に対し、子会社におけるコンプライアンス徹底に関する施策を実施させる。加えて、独禁法遵守規程に基づき、子会社に競争法遵守に関する指導及び監査を行う。また、相談窓口としてヘルプラインの周知を図り、その適正な運用を行う。
- (6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会による当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会がその職務を補助すべき使用人が必要であると求めた場合は、経営監査部がその職務を担い、経営監査部長は監査補助者として相応しい能力・経験等を有する者を監査委員会の同意を得て任命する。その場合、経営監査部の当社の執行役からの独立性及び監査委員会による経営監査部への指示の実効性を確保するため、経営監査部長が予め任命した使用人の異動、懲戒、評価に係る事項については、監査委員会の同意を得るものとする。
 - ② 監査委員会への報告に関する体制
 - 1) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与並びに使用人が監査委員会に報告をするための体制
取締役会、経営会議及び執行役会には、監査委員が出席する。また、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査の結果、コンプライアンス（企業倫理）に関する苦情及びヘルプラインの通報の状況については都度報告する。
 - 2) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制
取締役会、経営会議及び執行役会への出席、決裁案件の確認、監査委員会監査の実施並びに子会社からの週報及び月報等により、子会社の取締役や使用人又はこれらの報告を受けた者から監査委員会に対し報告がなされる体制を確保する。
 - ③ 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
法令や社内規程等に違反する行為について報告等を行ったことに対し不利な取扱いが行われた場合は、ヘルプラインを通じて速やかに是正することにより、監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

- ④ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員の職務の適正な執行のために生ずる費用や債務については、当社が全額を負担し、その処理については必要に応じて監査委員会と協議する。
- ⑤ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査委員は、代表執行役社長と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題、監査委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見の交換、及び必要な要請を行う。また、経営監査部及び会計監査人と定期的な会合をもち、監査の効率化を図る。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会等の重要な会議録及び決裁書等の重要な文書類については、関係法令や社内規程に従い、適切に保存・管理しております。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程に則り、定期的にリスク管理委員会を開催し、当社グループの経営に大きな影響を与えるリスクについて、リスク毎に担当執行役と推進部署を明確にするとともに、優先的に対応するリスクへの対応状況等について、確認を行っています。また、サイバー攻撃や情報漏洩に対するリスクの高まりを受け、情報セキュリティ緊急対応体制を整備し、緊急対応だけでなく、未然防止のための活動を行う部門横断の組織「NTN-C S I R T」を設置し、定期的な対応訓練等を通じて体制強化を図っています。
- (3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役毎に業務の担当を決定し、責任の明確化を図っております。当期は、毎月1回開催される執行役会に監査委員が出席し、執行役の業務執行状況のモニタリングを行いました。各執行役は与えられた権限の範囲で行った職務の執行状況について取締役会等に報告しています。また、経営監査部は、代表執行役社長、監査委員会及び関係部門に対して内部監査の結果を都度報告し、業務改善の提案を行いました。
- (4) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
内部統制基本方針、リスク管理に関する基本方針等の各種基本方針に則り、役員及び従業員に対してコンプライアンス（企業倫理）を徹底させ、コンプライアンスリスクを低減するため、コンプライアンス推進活動管理規程を制定し、コンプライアンス推進活動の体制を定めています。同規程に則り、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、重要なコンプライアンスリスクに関する対応方針や活動計画の審議及び対策の進捗状況の確認を行っています。独占禁止法及び中小受託取引適正化法に関するリスクについては、定期的に公正取引監察委員会を開催し、遵守徹底に関する活動実績と計画を確認するとともに、その内容（コンプライアンス意識強化のための各種施策、自己監査及び内部監査を中心としたモニタリング活動）に対する監督・指導を行っています。コンプライアンスに関する教育・啓発活動の成果を評価するため、継続的に意識調査しています。また、経営監査部は定期的な内部監査を通じてコンプライアンスの状況も監査し、課題等を発見した場合は、業務改善の提案を行っています。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に定める主管部署が、子会社に対する経営指導を適宜行い、重要事項の承認・報告手続きをすることで、子会社管理の強化を図っています。また、特に海外については、各地区の総支配人室に設置している企画・内部統制部が、内部統制システムの運用と強化の役割を担っています。業務運営の実態を調査する本社の経営監査部及び各企画・内部統制部は、主要な子会社（29社）に対し内部監査を実施しました。
- (6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員は、取締役会、経営会議及び執行役会のほか、サステナビリティ委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び公正取引監察委員会に出席し、情報共有を図るとともに、必要に応じて意見を述べています。監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会と内部監査部門の連携を強化するため、経営監査部から任命しています。また、定期的な代表執行役社長との意見交換や会計監査人、経営監査部との情報交換を行い、監査の効率化を図っています。

会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、当社の財務及び事業の内容を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模買付も自由であり、最終的には株主の皆様ご自身が判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的や手法等に鑑み、専ら大規模買付者自らの利益のみを追求しようとするもの、対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、または対象会社の取締役会が代替案等を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも想定されます。

このような大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような大規模買付者に対して、企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会の意見表明等の情報開示を行い、株主の皆様の検討のための情報と時間の確保に努め、株主の皆様の意思を確認するための株主総会を適宜開催する等、法令及び定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

連結株主資本等変動計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日 期首残高	54,346	67,970	46,387	△1,202	167,501
連結会計年度中の変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換	11,000	11,000			22,000
剰余金の配当			△5,847		△5,847
親会社株主に帰属する当期純利益			12,871		12,871
連結範囲の変動			1,232		1,232
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				3	3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	11,000	11,000	8,256	2	30,259
2026年3月31日 期末残高	65,346	78,970	54,643	△1,199	197,760

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2025年4月1日 期首残高	97	55,544	9,742	65,384	15,812	248,699
連結会計年度中の変動額						
転換社債型新株予約権付社債の転換						22,000
剰余金の配当						△5,847
親会社株主に帰属する当期純利益						12,871
連結範囲の変動						1,232
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	13	26,508	7,228	33,750	△1,318	32,431
連結会計年度中の変動額合計	13	26,508	7,228	33,750	△1,318	62,690
2026年3月31日 期末残高	111	82,052	16,971	99,135	14,493	311,389

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 58社

主要な連結子会社の名称

株式会社NTN袋井製作所、NTN BEARING CORP.OF AMERICA、NTN Europe S.A.

なお、2025年6月に、重要性の低下によりNTN-SNR MAROCを非連結子会社に変更し、その後、2026年1月に同社は清算しております。2025年12月に、重要性の低下に伴いNTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda.を非連結子会社に変更し、連結範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社NTN羽咋製作所、株式会社NTN志賀製作所

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産合計額、売上高合計額及び当期純損益のうち持分に見合う額の合計額、利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 9社

主要な会社等の名称

東培工業股份有限公司、台惟工業股份有限公司

なお、2025年5月にLa Tunisie Mecanique S.A.へ出資し、持分法適用関連会社としております。2025年12月に、保有株式の売却に伴い恩梯恩東派(上海)軸承販売有限公司を持分法の適用範囲から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

株式会社NTN羽咋製作所、株式会社NTN志賀製作所

(関連会社)

NTN-CBC(AUSTRALIA)PTY LTD.、江蘇置田鍛圧有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、いずれも連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社……………定 額 法

在外連結子会社……………主として定額法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）…定 額 法

なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒経験率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 製品補償引当金……………当社グループの製品において、今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算定した金額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
ステップ2：契約における履行義務を識別する
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社及び連結子会社は、軸受商品及びCVJアクスル商品等の、アフターマーケット向け、産業機械市場向け及び自動車市場向けへの製造販売を主な事業としております。

当該事業における顧客との契約から生じる収益は、主に完成した財を顧客に引き渡すことが履行義務であると判断しております。この履行義務は財の引き渡し時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、この一時点で収益を認識しております。なお国内の販売においては、出荷時から当該財の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。国内以外での販売については、輸出取引は所有権移転時点（主として船積時点）で、それ以外は前述の顧客への引き渡し時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

通常の支払期限については、履行義務の充足時点から概ね1年以内であり、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ取引の会計処理としては、繰延ヘッジを採用しております。振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。ヘッジ手段としては為替予約、金利通貨スワップを使用し、外貨建取引、外貨建貸付金及び外貨建借入金の為替相場変動によるリスクと変動金利の借入金の金利変動によるリスクの回避を目的に行っております。

ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ハ. グループ通算制度の適用 …………… グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

【重要な会計上の見積り】

（1）固定資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した減損損失	8,090百万円
有形固定資産	259,320百万円
無形固定資産	26,463百万円

当社グループは、損益報告や事業計画などの企業内部の情報、経営環境や資産の市場価値などの企業外部要因に関する情報に基づき、資産又は資産グループ別に減損の兆候の有無を確認し、企業環境の変化や経済事象の発生によりその帳簿価額の回収が懸念されているかなど、減損損失の認識を判定しております。この判定により減損損失を認識すべきと判断した場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額処理しております。

減損の兆候があるものの割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産又は資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要と判定した会社等において、割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画に含まれる販売数量の拡大、販売価格及び最終的な処分から見込まれる不動産の売却価値です。また、測定するにあたり、回収可能価額の算出に用いた主要な仮定は、販売数量の拡大、市場成長率及び割引率です。

経営・市場環境といった企業外部要因等の変化により、これらの仮定が変更された場合には、翌連結会計年度においても減損損失が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 993,914百万円
- (2) 国庫補助金等受入
国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物及び構築物413百万円、機械装置及び運搬具141百万円、土地773百万円、その他4百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。
- (3) 偶発債務
(訴訟)
当社及び欧州の連結子会社2社は、仏国リヨン商業裁判所(Tribunal de Commerce de Lyon)においてRenault S.A. 及び同社のグループ会社計15社(以下、「ルノー」)より、2014年3月19日付の欧州委員会決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連してルノーが損害を被ったとして、損害賠償(2022年4月時点の請求額5,830万ユーロ)を求める訴訟の提起を受けておりましたが、2023年11月10日、同裁判所は、ルノーの請求を棄却する判決を言い渡しました。同年12月8日、ルノーは当該判決を不服としてパリ控訴裁判所(Cour d'appel de Paris)に控訴しました。2024年9月5日、ルノーは請求額を6,249万ユーロ(暫定額)に変更しました。

4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 販売費及び一般管理費
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。
- | | |
|-------------|-----------|
| 給 料 及 び 手 当 | 46,545百万円 |
| 運 搬 費 | 15,058百万円 |
| 業 務 委 託 費 | 14,022百万円 |
| 研 究 開 発 費 | 13,050百万円 |
| 退 職 給 付 費 用 | 1,264百万円 |
- (2) 有形固定資産売却益
当連結会計年度において、有形固定資産売却益3,074百万円を特別利益に計上しております。その内訳は、当社の欧州連結子会社土地・建物の売却益2,560百万円、米州連結子会社土地・建物の売却益343百万円、その他170百万円です。
- (3) 減損損失
当社グループは、製造用資産については管理会計上の事業区分に基づく工場等をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社及び営業用資産については共用資産としてグルーピングし、今後使用見込の無い資産については個別資産ごとにグルーピングしております。
- 下表の資産は、収益性の悪化等により、当連結会計年度において、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないことから、また生産再編等に伴い今後の使用見込みが無くなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額8,090百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額、使用価値又は公正価値により測定しており、売却や他の転用が困難な資産については0としております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準等に基づき算定しており、使用価値は各事業区分単位で将来キャッシュ・フローに対して主に7.1%の割引率を使用して算出しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
日本	製造設備他	建物及び構築物	343
		機械装置及び運搬具	4,278
		有形固定資産(その他)	308
		無形固定資産	59
米州	製造設備他	機械装置及び運搬具 有形固定資産（その他）	1,555 1
欧州	製造設備他	建物及び構築物 無形固定資産	45 54
アジア他	製造設備他	機械装置及び運搬具 有形固定資産(その他) 建設仮勘定	1,272 17 151
合計			8,090

- (4) 事業再編損
当連結会計年度に解雇費用、撤退に伴う商品の廃棄損等3,159百万円を事業再編損として特別損失に計上しております。その内訳は当社グループの欧州地区1,144百万円、米州地区924百万円、アジア地区751百万円及び日本地区339百万円です。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 597,533,017株

- (2) 配当に関する事項

①配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,923	5.5	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	2,923	5.5	2025年9月30日	2025年12月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,281	利益剰余金	5.5	2026年3月31日	2026年6月25日

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金を銀行借入により、長期的な設備投資、投融資資金等を銀行借入及び社債発行等により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理に関する社内規程等に従ってリスク低減を図っております。

当社グループにはデリバティブ業務に関する取引限度額及び報告義務等を定めたデリバティブ取引管理要領があり、この要領に基づいてデリバティブ取引が行われております。デリバティブ取引は、外貨建債権・債務に係る将来の為替相場変動によるリスクの回避と社債及び借入金に係る将来の金利変動によるリスクの軽減を目的に、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利オプション取引及び金利スワップ取引を利用する方針を採っており、当連結会計年度に利用したデリバティブ取引は、為替予約取引、通貨スワップ及び金利通貨スワップ取引であります。なお、投機を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)有価証券及び投資有価証券(*2)	9	9	0
資産計	9	9	0
(2)社債(*3)	30,000	29,441	△559
(3)長期借入金	153,147	149,836	△3,311
負債計	183,147	179,277	△3,870
デリバティブ取引(*4)	(132)	(132)	—

(*1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「短期貸付金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	24,342

(*3) 1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
 レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	—	8	—	8
資産計	—	8	—	8
デリバティブ取引 通貨関連	—	132	—	132
負債計	—	132	—	132

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	—	1	—	1
資産計	—	1	—	1
社債	—	29,441	—	29,441
長期借入金	—	149,836	—	149,836
負債計	—	179,277	—	179,277

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は取引所等の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している上場株式以外の株式は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップ及び為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 499円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円40銭 |

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社及び連結子会社は軸受商品及びCVJアックスル商品等の、アフターマーケット向け、産業機械市場向け及び自動車市場向けへの製造販売を主な事業内容としております。なお、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	米州	欧州	アジア他	
軸受他	115,459	64,214	91,407	77,810	348,890
CVJアックスル	100,933	198,310	102,155	76,056	477,453
合計	216,392	262,523	193,562	153,866	826,344

(注) 1. 金額は、外部売上高で表示しています。

2. 報告セグメントに属する主な国又は地域…………… 米州 : アメリカ、カナダ、中南米
欧州 : ドイツ、フランス、イギリス等
アジア他: 中国、タイ、インド等

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、基本的には当該資産及び負債が生じない取引慣行であり、また残高に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務の当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、注記を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 重要な後発事象に関する注記

日本精工株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について

当社と日本精工株式会社（以下「NSK」といい、総称して「両社」といいます。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社（以下「本持株会社」といいます。）を設立し、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことについて基本的な合意に達し、2026年5月12日付で、それぞれの取締役会において本経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、締結いたしました。

(1) 本経営統合の目的

当社は、1918年の創業以来、軸受やドライブシャフト、精密機器を主力製品として、品質第一主義と高い技術力を基盤に社会の信頼を築きながら、発展を遂げてきました。「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」という企業理念の実践を通じて、人と自然が調和し、人々が安心して豊かに暮らせる「なめらかな社会」の実現を目指しています。

一方、NSKは、1916年の創業以来、軸受や自動車部品、精機製品等のさまざまな革新的な製品・技術を生み出し、世界の産業の発展を支えてきました。企業理念として、MOTION & CONTROL™を通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めることを掲げています。

このように両社は、100年以上の歴史を持つ軸受を中心とした日本発の企業として、切磋琢磨しながら成長をしてきました。しかし近年では、中国経済の成長鈍化、欧州製造業の不振、米国関税政策の影響等による市場回復の遅れや不確実性の増大といった状況が発生しており、両社を取り巻く事業環境は急速に変化しています。両社は、その変化に対応し、持続的成長を実現するため、生産再編をはじめとした構造改革に取り組んでいます。

かかる状況のもと、両社は、今後の長期的かつ利益ある成長の実現、世界における日本の産業基盤の地位確保のためには、本経営統合を目指すことが必要であるとの認識で一致し、このたびの基本合意に至りました。

両社は、軸受や精密機器等の分野において世界的に事業を展開する日本発の企業として、統合により両社の力を結集して強靱で持続可能な事業基盤を構築し、事業の成長と価値創造を通じて産業及び環境・社会に貢献すると同時に、将来にわたり国際競争力を維持・強化することを目的として、対等の精神に基づいた本経営統合の実現に向け、協議・検討を進めてまいります。両社は、本経営統合により、①単なる規模の拡大ではなく、危機感に裏打ちされた長期的かつ利益ある成長を実現すること、②日

本発の技術・品質・経営を確実に継承し、世界における日本の産業基盤の地位を確保すること、及び③「持続可能な社会」の実現に寄与することを目指してまいります。

（２）本経営統合の要旨

①本経営統合の方式

両社は、各社の株主総会の承認及び本経営統合を行うにあたり必要な関係当局の許認可等を得ることを前提として、共同株式移転により、両社の完全親会社となる共同持株会社を設立し、両社を共同持株会社の完全子会社とする方法により本経営統合を行う予定です。

②本経営統合の日程

取締役会決議日	2026年5月12日
本基本合意書締結日	2026年5月12日
本経営統合に関する最終契約書締結日（株式移転計画書作成を含む）	本基本合意書締結後6か月以内を目途
両社定時株主総会開催日（本株式移転の承認決議）	2027年6月（予定）
本持株会社設立（効力発生日）及び上場日	2027年10月（予定）

（注）上記は現時点での予定であり、両社の今後の協議により変更する場合があります。また、本経営統合の実施に必要な米国証券法や国内外の競争法に係る対応その他の事情により、本経営統合の日程が変動する事由が生じた場合、または本経営統合の検討を中止する場合には、速やかに公表します。

③本持株会社の上場申請に関する事項

新たに設立を検討する本持株会社の普通株式については、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は、2027年10月を予定しています。

また、両社は本株式移転により本持株会社の完全子会社となるため、本持株会社の上場に伴い、上場廃止となる予定ですが、本持株会社の株式が上場されることにより、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された本持株会社の株式を取引することができる予定です。

なお、本持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日については、東京証券取引所の規則に従って決定される予定です。

④株式移転比率

今後実施するデュー・ディリジェンスの結果、両社がそれぞれ起用する第三者算定機関による株式移転比率算定の結果や市場株価等を踏まえ、両社で誠実に協議・検討の上、本経営統合に関する最終契約書（以下「本最終契約書」といいます。）において定めることといたします。

⑤本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

両社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑥統合準備委員会

今後、両社は、本経営統合の円滑な実現に向け統合準備委員会を設置し、本経営統合に関する協議を集中的に行ってまいります。

（３）本持株会社の概要

①商号等

本持株会社の商号、本店所在地、代表者、事業内容、資本金等については、今後、両社において協議の上、本最終契約書締結までに決定いたします。

②機関等

イ) 機関

指名委員会等設置会社といたします。

ロ) 権限・機能、役員等

本持株会社は、設立時には上場企業としてのガバナンスと本経営統合の推進のための必要最小限の機能を持ち、当面は両社が本持株会社の完全子会社である事業会社として経営の自律性及び機動性と、グループ経営戦略の円滑な推進との調和を図りながら、事業運営を担う形になります。将来の組織体制の在り方については本経営統合によるシナジー効果の早期実現を最優先課題として検討してまいります。

なお、設立時における本持株会社の取締役会の構成等は以下のとおりとなる予定です。

取締役会長（取締役会議長・非業務執行）	当社が指名
取締役代表執行役社長CEO	NSKが指名
取締役代表執行役副社長	当社が指名
取締役代表執行役専務CFO	NSKが指名
取締役（監査委員）（1名）	NSKが指名
社外取締役（独立役員）（5名）	両社で協議の上決定する。 但し、NSKが提案した候補者に係る社外取締役3名及び当社が提案した候補者に係る社外取締役2名から構成される

また、設立時における本持株会社の指名委員会の構成は以下のとおりとなる予定です。

取締役代表執行役社長CEO	
取締役代表執行役副社長	
社外取締役（委員長）（1名）	両社で協議の上決定する。 但し、NSKが提案した候補者に係る社外取締役とする
上記の社外取締役のほか、社外取締役（3名）	両社で協議の上決定する。 但し、NSKが提案した候補者に係る社外取締役1名及び当社が提案した候補者に係る社外取締役2名から構成される

（4）本株式移転の当事会社の概要

商号	NTN株式会社	日本精工株式会社
設立年月	1918年3月	1916年11月
本店所在地	大阪市北区中之島3-6-32	東京都品川区大崎1-6-3
代表者	取締役 代表執行役 執行役社長 CEO （最高経営責任者） 鵜飼 英一	取締役 代表執行役社長・CEO 市井 明俊
資本金	65,346百万円（2026年3月末）	67,176百万円（2026年3月末）
事業内容	軸受、ドライブシャフト、精密機器商品等の製造及び販売 等	産業機械事業（一般産業向けの軸受、精密機器関連製品、状態監視システム等を製造・販売）、自動車事業（自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、自動変速機用部品等を製造・販売）、ステアリング事業（自動車メーカー向けのステアリング等を製造・販売）
発行済株式総数	597,533,017株（2026年3月末）	500,000,000株（2026年3月末）
決算期	3月31日	3月31日

(5) その他

本経営統合が実施される場合、両社の株主に対し、本持株会社の株式が交付されることとなります。1933年米国証券法に基づき、本経営統合について、両社がForm F-4登録届出書を米国証券取引委員会（SEC）に提出する可能性があります。

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)	前連結会計年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	57,179	45,623
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,276	△25,960
財務活動によるキャッシュ・フロー	△35,322	△18,708
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,062	△508
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,642	445
現金及び現金同等物の期首残高	127,712	127,266
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△99	－
現金及び現金同等物の期末残高	131,255	127,712

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2025年4月1日 期首残高	54,346	67,369	67,369	8,639	1,793	10,038	20,471
当事業年度中の変動額							
転換社債型新株予約権付社債の転換	11,000	11,000	11,000				
剰余金の配当						△5,847	△5,847
利益準備金の取崩				△8,639	－	8,639	－
買換資産圧縮積立金の取崩				－	△56	56	－
当期純利益						20,586	20,586
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）							
当事業年度中の変動額合計	11,000	11,000	11,000	△8,639	△56	23,434	14,739
2026年3月31日 期末残高	65,346	78,369	78,369	－	1,737	33,473	35,210

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年4月1日 期首残高	△1,202	140,985	116	116	141,101
当事業年度中の変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換		22,000			22,000
剰余金の配当		△5,847			△5,847
利益準備金の取崩		－			－
買換資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		20,586			20,586
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	3	3			3
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			12	12	12
当事業年度中の変動額合計	2	36,742	12	12	36,754
2026年3月31日 期末残高	△1,199	177,727	129	129	177,856

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 期末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法…時 価 法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法…総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定 額 法

無形固定資産（リース資産を除く）…定 額 法

なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒経験率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

製品補償引当金……………当社の製品において、今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算定した金額を計上しております。

債務保証損失引当金……………関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、関係会社への財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、軸受商品及びCVJアックスル商品等の、アフターマーケット向け、産業機械市場向け及び自動車市場向けへの製造販売を主な事業としております。

当該事業における顧客との契約から生じる収益は、主に完成した財を顧客に引き渡すことが履行義務であると判断しております。この履行義務は財の引き渡し時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、この一時点で収益を認識しております。なお国内の販売においては、出荷時から当該財の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。国内以外販売については、輸出取引は所有権移転時点（主として船積時点）で、それ以外は前述の顧客への引き渡し時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、値引き、リポート及び返品等を控除した金額で測定しております。

通常の支払期限については、履行義務の充足時点から概ね1年以内であり、重要な金融要素は含んでおりません。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………ヘッジ取引の会計処理としては、繰延ヘッジを採用しております。振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。ヘッジ手段としては為替予約、金利通貨スワップを使用し、外貨建取引、外貨建貸付金及び外貨建借入金の為替相場変動によるリスクと変動金利の借入金の金利変動によるリスクの回避を目的に行っております。

グループ通算制度の適用……………グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

当事業年度の計算書類に計上した減損損失	1,496百万円
有形固定資産	85,667百万円
無形固定資産	21,193百万円

当社は、損益報告や事業計画などの企業内部の情報、経営環境や資産の市場価格などの企業外部要因に関する情報に基づき、資産又は資産グループ別に減損の兆候の有無を確認し、企業環境の変化や経済事象の発生によりその帳簿価額の回収が懸念されているかなど、減損損失の認識を判定しております。この判定により減損損失を認識すべきと判断した場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額処理しております。

減損の兆候があるものの割引前将来キャッシュ・フローが資産又は資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要と判定した事業所等において、割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画に含まれる販売数量の拡大、販売価格及び最終的な処分から見込まれる不動産の売却価値です。また、測定するにあたり、回収可能価額の算出に用いた主要な仮定は、販売数量の拡大、市場成長率及び割引率です。

経営・市場環境といった企業外部要因等の変化により、これらの仮定が変更された場合には、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額… 358,985百万円

(2) 国庫補助金等受入

過年度の国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物168百万円、機械及び装置12百万円、土地746百万円、その他5百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(3) 偶発債務等

① 保証等

関係会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証等を行っております。なお、下記の金額は保証総額から債務保証損失引当金の額を控除しております。

NTN USA CORP.	39,143百万円
NTN Europe S.A.	18,807百万円
NTN DRIVESHAFT, INC.	1,858百万円
NTN BEARING CORP.OF CANADA LTD.	2,523百万円
その他	219百万円
合 計	62,553百万円

② 訴訟

当社及び欧州の連結子会社2社は、仏国リヨン商業裁判所（Tribunal de Commerce de Lyon）においてRenault S.A. 及び同社のグループ会社計15社（以下、「ルノー」）より、2014年3月19日付の欧州委員会決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連してルノーが損害を被ったとして、損害賠償（2022年4月時点の請求額5,830万ユーロ）を求める訴訟の提起を受けておりましたが、2023年11月10日、同裁判所は、ルノーの請求を棄却する判決を言い渡しました。同年12月8日、ルノーは当該判決を不服としてパリ控訴裁判所（Cour d'appel de Paris）に控訴しました。2024年9月5日、ルノーは請求額を6,249万ユーロ（暫定額）に変更しました。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金 銭 債 権……………	126,272百万円
金 銭 債 務……………	63,890百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	159,388百万円
仕 入 高	92,750百万円
営業取引以外の取引高	29,182百万円

(2) 減損損失

当社は、製造用資産については管理会計上の事業区分に基づく工場等をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社及び営業用資産については共用資産としてグルーピングし、今後使用見込の無い資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

下表の資産は、収益性の悪化等により、当事業年度において、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないことから、また生産再編等に伴い今後の使用見込みが無くなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額1,496百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、売却や他の転用が困難な資産については0にしております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準等に基づき算定しており、使用価値は各事業区分単位で将来キャッシュ・フローに対して主に7.1%の割引率を使用して算出しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
静岡県	製造設備	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品等	1,043
長野県	製造設備	建物、工具、器具及び備品、運搬具、無形固定資産	184
三重県	製造設備	機械及び装置	143
大阪府	製造設備	機械及び装置	125
合計			1,496

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の数……………普通株式 3,026,733株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	(百万円)
繰延税金資産	
退職給付引当金	14,260
関係会社株式評価損	14,074
関係会社出資金評価損	13,173
貸倒引当金	10,208
減損損失	4,983
未払費用等	2,014
債務保証損失引当金	1,728
税務上の繰越欠損金	233
製品補償引当金	212
投資有価証券評価損	24
その他	1,246
繰延税金資産小計	62,160
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△233
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△45,410
評価性引当額小計	△45,643
繰延税金資産合計	16,517
繰延税金負債	
前払年金費用	1,923
買換資産圧縮積立金	773
退職給付信託設定益	512
その他	111
繰延税金負債合計	3,321
繰延税金資産の純額	13,196

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	NTN-BOWER CORP.	所有 直接100%	NTN-BOWER CORP.への 資金援助、役員の派遣	資金の貸付 (注1・2)	—	短期貸付金	22,365
子会社	NTN USA CORP.	所有 直接100%	NTN USA CORP.への 資金援助、役員の派遣	増資の引受 (注3) 債務保証 (注4・5)	22,419 39,143	—	—
子会社	NTN Europe S.A.	所有 直接100%	NTN Europe S.A.への 資金援助、役員の派遣	資金の貸付 (注1) 債務保証 (注4)	△2,757 18,807	短期貸付金	8,239
子会社	NTN TRANSMISSIONS EUROPE.	所有 直接100%	NTN TRANSMISSIONS EUROPE.への 資金援助、役員の派遣	資金の貸付 (注1)	△490	短期貸付金	8,423
子会社	NTN MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 0.0001% 間接 99.9999%	NTN MANUFACTURING (THAILAND)CO., LTD. への役員の派遣、 資金の借入	資金の借入 及び返済 (注1)	△97	短期借入金	12,273
子会社	恩梯恩(中国)投資 有限公司	所有 直接100%	恩梯恩(中国)投資有限 公司への役員の派遣、 資金の借入	資金の借入 (注1)	7,825	短期借入金	16,038
子会社	株式会社 NTNセールス ジャパン	所有 直接100%	株式会社NTNセール スジャパンへの 製品・商品の 販売、役員の派遣	製品・商品 の販売 (注6) 債権の譲受 (注7)	20,271 18,168	売掛金 未払費用	11,047 5,975

取引条件及び取引条件決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付、借入及び返済は、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。
 なお、資金の貸付及び借入、回収及び返済に係る取引金額は純額で表示しております。
 2. NTN-BOWER CORP.に対する貸付については、22,365百万円の貸倒引当金を計上しております。
 また、当事業年度において1,493百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 3. 当事業年度において、貸付金22,419百万円について、デット・エクイティ・スワップを実施しております。
 4. 子会社の銀行借入に対して債務保証を行っており、一般的な保証料を勘案した債務保証料を受領しております。
 5. 債務保証に対し、債務保証損失引当金5,612百万円及び、債務保証損失引当金繰入額5,612百万円を
 それぞれ計上しております。
 6. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
 7. グループ内の債権流動化を図るため、手形債権を譲受しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 299円17銭
 (2) 1株当たり当期純利益…………… 37円42銭

9. 収益認識に関する注記

「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

日本精工株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について

当社と日本精工株式会社（以下「NSK」といい、総称して「両社」といいます。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社（以下「本持株会社」といいます。）を設立し、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことについて基本的な合意に達し、2026年5月12日付で、それぞれの取締役会において本経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、締結いたしました。

(1) 本経営統合の目的

当社は、1918年の創業以来、軸受やドライブシャフト、精密機器を主力製品として、品質第一主義と高い技術力を基盤に社会の信頼を築きながら、発展を遂げてきました。「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」という企業理念の実践を通じて、人と自然が調和し、人々が安心して豊かに暮らせる「なめらかな社会」の実現を目指しています。

一方、NSKは、1916年の創業以来、軸受や自動車部品、精機製品等のさまざまな革新的な製品・技術を生み出し、世界の産業の発展を支えてきました。企業理念として、MOTION & CONTROLTMを通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めることを掲げています。

このように両社は、100年以上の歴史を持つ軸受を中心とした日本発の企業として、切磋琢磨しながら成長をしてきました。しかし近年では、中国経済の成長鈍化、欧州製造業の不振、米国関税政策の影響等による市場回復の遅れや不確実性の増大といった状況が発生しており、両社を取り巻く事業環境は急速に変化しています。両社は、その変化に対応し、持続的成長を実現するため、生産再編をはじめとした構造改革に取り組んでいます。

かかる状況のもと、両社は、今後の長期的かつ利益ある成長の実現、世界における日本の産業基盤の地位確保のためには、本経営統合を目指すことが必要であるとの認識で一致し、このたびの基本合意に至りました。

両社は、軸受や精密機器等の分野において世界的に事業を展開する日本発の企業として、統合により両社の力を結集して強靱で持続可能な事業基盤を構築し、事業の成長と価値創造を通じて産業及び環境・社会に貢献すると同時に、将来にわたり国際競争力を維持・強化することを目的として、対等の精神に基づいた本経営統合の実現に向け、協議・検討を進めてまいります。両社は、本経営統合により、①単なる規模の拡大ではなく、危機感に裏打ちされた長期的かつ利益ある成長を実現すること、②日本発の技術・品質・経営を確実に継承し、世界における日本の産業基盤の地位を確保すること、及び③「持続可能な社会」の実現に寄与することを目指してまいります。

(2) 本経営統合の要旨

①本経営統合の方式

両社は、各社の株主総会の承認及び本経営統合を行うにあたり必要な関係当局の許認可等を得ることを前提として、共同株式移転により、両社の完全親会社となる共同持株会社を設立し、両社を共同持株会社の完全子会社とする方法により本経営統合を行う予定です。

②本経営統合の日程

取締役会決議日	2026年5月12日
本基本合意書締結日	2026年5月12日
本経営統合に関する最終契約書締結日（株式移転計画書作成を含む）	本基本合意書締結後6か月以内を目途
両社定時株主総会開催日（本株式移転の承認決議）	2027年6月（予定）
本持株会社設立（効力発生日）及び上場日	2027年10月（予定）

（注）上記は現時点での予定であり、両社の今後の協議により変更する場合があります。また、本経営統合の実施に必要な米国証券法や国内外の競争法に係る対応その他の事情により、本経営統合の日程が変動する事由が生じた場合、または本経営統合の検討を中止する場合には、速やかに公表します。

③本持株会社の上場申請に関する事項

新たに設立を検討する本持株会社の普通株式については、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は、2027年10月を予定しています。

また、両社は本株式移転により本持株会社の完全子会社となるため、本持株会社の上場に伴い、上場廃止となる予定ですが、本持株会社の株式が上場されることにより、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された本持株会社の株式を取引することができる予定です。

なお、本持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日については、東京証券取引所の規則に従って決定される予定です。

④株式移転比率

今後実施するデュー・ディリジェンスの結果、両社がそれぞれ起用する第三者算定機関による株式移転比率算定の結果や市場株価等を踏まえ、両社で誠実に協議・検討の上、本経営統合に関する最終契約書（以下「本最終契約書」といいます。）において定めることといたします。

⑤本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

両社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑥統合準備委員会

今後、両社は、本経営統合の円滑な実現に向け統合準備委員会を設置し、本経営統合に関する協議を集中的に行ってまいります。

（３）本持株会社の概要

①商号等

本持株会社の商号、本店所在地、代表者、事業内容、資本金等については、今後、両社において協議の上、本最終契約書締結までに決定いたします。

②機関等

イ）機関

指名委員会等設置会社といたします。

ロ）権限・機能、役員等

本持株会社は、設立時には上場企業としてのガバナンスと本経営統合の推進のための必要最小限の機能を持ち、当面は両社が本持株会社の完全子会社である事業会社として経営の自律性及び機動性と、グループ経営戦略の円滑な推進との調和を図りながら、事業運営を担う形になります。将来の組織体制の在り方については本経営統合によるシナジー効果の早期実現を最優先課題として検討してまいります。

なお、設立時における本持株会社の取締役会の構成等は以下のとおりとなる予定です。

取締役会長（取締役会議長・非業務執行）	当社が指名
取締役代表執行役社長CEO	NSKが指名
取締役代表執行役副社長	当社が指名
取締役代表執行役専務CFO	NSKが指名
取締役（監査委員）（1名）	NSKが指名
社外取締役（独立役員）（5名）	両社で協議の上決定する。 但し、NSKが提案した候補者に係る社外取締役3名及び当社が提案した候補者に係る社外取締役2名から構成される

また、設立時における本持株会社の指名委員会の構成は以下のとおりとなる予定です。

取締役代表執行役社長CEO	
取締役代表執行役副社長	
社外取締役（委員長）（1名）	両社で協議の上決定する。 但し、NSKが提案した候補者に係る社外取締役とする
上記の社外取締役のほか、社外取締役（3名）	両社で協議の上決定する。 但し、NSKが提案した候補者に係る社外取締役1名及び当社が提案した候補者に係る社外取締役2名から構成される

(4) 本株式移転の当事会社の概要

商号	N T N株式会社	日本精工株式会社
設立年月	1918年3月	1916年11月
本店所在地	大阪市北区中之島3-6-32	東京都品川区大崎1-6-3
代表者	取締役 代表執行役 執行役社長 CEO (最高経営責任者) 鵜飼 英一	取締役 代表執行役社長・CEO 市井 明俊
資本金	65,346百万円(2026年3月末)	67,176百万円(2026年3月末)
事業内容	軸受、ドライブシャフト、精密機器商品等の製造及び販売 等	産業機械事業(一般産業向けの軸受、精密機器関連製品、状態監視システム等を製造・販売)、自動車事業(自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、自動変速機用部品等を製造・販売)、ステアリング事業(自動車メーカー向けのステアリング等を製造・販売)
発行済株式総数	597,533,017株(2026年3月末)	500,000,000株(2026年3月末)
決算期	3月31日	3月31日

(5) その他

本経営統合が実施される場合、両社の株主に対し、本持株会社の株式が交付されることとなります。1933年米国証券法に基づき、本経営統合について、両社がForm F-4登録届出書を米国証券取引委員会(SEC)に提出する可能性があります。

11. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。